

消 防 危 第 1 7 7 号
平成 2 5 年 1 0 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について

多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等については、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成 25 年 8 月 19 日付け消防予第 321 号、消防危第 155 号）等に基づき、適切に対応していただいているところです。

さて、平成 25 年 8 月 15 日に発生した福知山花火大会火災の原因については現在調査中ですが、ガソリン携行缶が炎天下に長時間置かれていたことに加え、ガソリン発電機の排熱を浴び続けていた可能性があることを踏まえ、同種の事故を防止するために、消防研究センターにおいて、ガソリン携行缶を炎天下に長時間置いた場合やガソリン携行缶が発電機の排熱を浴び続けた場合の性状確認実験等が行われました。また、危険物保安技術協会で開催された「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」（委員長：須川修身諏訪東京理科大学教授）では、ガソリン携行缶の使用者に特に注意すべき事項についてガソリン携行缶本体にシール等により表示することが提言されたところであり、当庁といたしましても、このような注意表示はガソリン携行缶を安全に取り扱う上で有効なものと考えており、現在、別紙 1 の事項について関係団体を通じて関係者に協力を求めているところです。

ガソリン携行缶が高温環境下に置かれた場合の状況は、ガソリン携行缶の構造、ガソリン携行缶の設置環境、ガソリンの量等によって若干変わりますが、消防研究センターが行った実験結果等を踏まえ、ガソリン携行缶を安全に使用するための留意事項を別紙 2 のとおり取りまとめたので、ガソリン携行缶の取扱いに係る指導に活用してください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 三浦、鈴木、中嶋
電話：03-5253-7524

消防危第 174 号
平成 25 年 10 月 4 日

<関係団体の長> 殿

消防庁危険物保安室長

ガソリン携行缶本体の注意表示の充実に係るご協力のお願いについて

平素から消防行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市花火大会で多数の死傷者を出す火災が発生したことは誠に遺憾であります。

現在、この火災については、関係当局により火災原因の究明が行われているところですが、多数の観客等が至近にいる中で、露天業者が使用していたガソリン携行缶からガソリンが噴出して大きな被害を生じた可能性が高く、ガソリン携行缶を安全に取り扱うために更なる注意喚起が求められています。

これを受けて、危険物保安技術協会で開催された「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」（委員長：須川修身 諏訪東京理科大学教授）では、ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき事項についてガソリン携行缶本体にシール等により表示することが提言されたところであり、当庁といたしましても、このような注意表示はガソリン携行缶を安全に取り扱う上で有効なものと考えております。

つきましては、ガソリン携行缶本体の注意表示の充実についてご理解を賜りますとともに、下記の留意事項を踏まえ、当該注意表示がなされたガソリン携行缶の製造・販売の取組みにご協力を賜りますようお願いするとともに、貴会関係会員にもこの旨周知して下さいますようお願い申し上げます。

なお、消防庁においても、ホームページなどの各種公報を積極的に実施し、ガソリン携行缶の安全な取扱いの啓発に努めていることを申し添えます。

記

1 ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき重要な事項

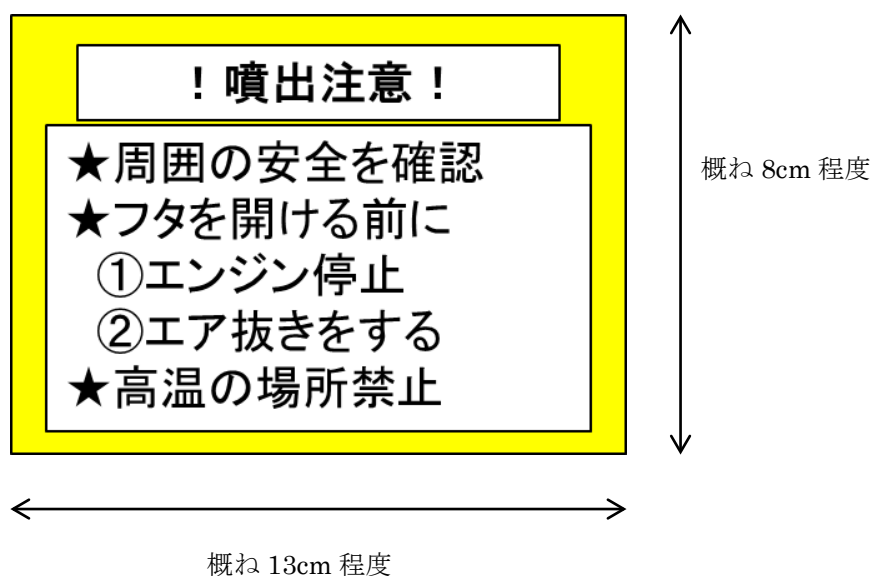
福知山市花火大会火災の状況等を踏まえ、ガソリン携行缶のユーザーに特に注意すべき重要な事項は、次のとおりであること

- ・ガソリンの噴出に注意すること。
- ・直射日光の当たる場所や高温の場所で保管しないこと。
- ・周囲の安全を確認すること。
- ・フタを開ける前にエンジンを停止すること。
- ・フタを開ける前にエア抜きすること。

2 注意表示の方法

1 に示した注意事項の旨をガソリン携行缶の注油口付近の目立つ場所に判読しやすい大きさのシール等により表示することが望ましいこと。

【注意表示の例】



3 ガソリン携行缶以外の小型危険物容器に係る注意表示への対応

ミニドラム等の小型危険物容器であって、一般の者がガソリン等を収納することを目的として販売されているものにあっても、1 及び 2 に示した注意事項及び表示の方法を参考にいただき、当該容器を安全に取り扱うために注意すべき事項について表示することが望ましいこと。

<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 三浦、鈴木、中嶋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項

ガソリンは揮発性が非常に高く、蒸気は空気より重いため、低温環境下においてもガソリン携行缶の蓋を開けると可燃性蒸気が出て、静電気火花のような小さな火源でも火災になる可能性があることがわかっている。

また、消防研究センターが行った夏季にガソリン携行缶を直射日光の当たる場所に置いた実験等から、携行缶内の液温は約 55℃まで上昇するとともに携行缶内圧も上昇することがわかっており、その状態でガソリン携行缶の蓋等を開放するとガソリン内部に気泡が発生（低沸点成分が沸騰）し、大量の可燃性蒸気が携行缶外に排出されることもわかっている。

さらに発電機の排気口近傍にガソリン携行缶を置いた実験等では、携行缶内の液温は約 90℃まで上昇し、その状態で蓋等を開放すると激しい突沸現象が起きて、大量のガソリンが開口部から噴き出す危険性が高いこともわかっている。

これらのことを踏まえると、ガソリン携行缶を安全に取り扱うためには、次の事項に留意する必要がある。

1. ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと

夏季はもちろん、それ以外の時期でも直射日光の当たる場所や高温の場所にガソリン携行缶を置くと、ガソリン液体又は可燃性蒸気が大量に噴き出す可能性があるため、日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置くことを徹底する必要がある。

なお、ガソリン携行缶の蓋やエア抜き締め方が緩いとガソリン携行缶周辺に可燃性蒸気が出続けて危険なので、使用後は確実に締めることも重要である。

2. ガソリン携行缶を取り扱う場合は、周囲の安全確認とエンジン停止を徹底すること

ガソリン携行缶を取り扱う場合は周囲に火源になりそうなものがないことを確認するとともに、万が一、火災になっても延焼拡大や人的被害が生ずるおそれがないことを確認する必要がある。特にガソリン携行缶を用いて発電機等にガソリンを注油する際には、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に発電機等のエンジンを停止することが必要である。

3. ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、エア抜きを行うこと

日陰の風通しの良い場所にガソリン携行缶を置いてあっても、外気温の上昇に伴いガソリン携行缶内の圧力が高くなっている可能性があり、ガソリン携行缶の蓋の開放に伴い可燃性蒸気が噴き出す可能性があることから、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、少しずつエア抜きを行うことが望ましい。また、エア抜きはガソリンをスムーズに注油するための空気取入れ口を確保する意味でも有効なので、エア抜きのあるガソリン携行缶にあっては注油前に積極的にエア抜きを行うよう広報することが重要である。

ただし、直射日光や発電機の排気口等によりガソリン携行缶が暖められている場合は、ガソリン携行缶の蓋の開放のみならずエア抜きも厳禁である。直ちにガソリン携行缶を周囲に火気や人がいない日陰の風通しの良い場所に移動させ、ガソリン温度が常温程度まで下がる 6 時間程度はおいた後に、ゆっくりとエア抜きをすることが必要である。なお、ガソリン携行缶内部が高温・高圧になっている場合は、ガソリン携行缶の外側が熱くなっていたり、ガソリン携行缶の蓋が固く開けにくくなっている場合があることにも留意されたい。